

「裁判員経験者との意見交換会」議事録

1 日 時

平成26年9月4日（木）午後2時00分から午後4時00分

2 場 所

長崎地方裁判所大会議室

3 主催者

長崎地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者 7名

長崎地方裁判所長 江 口 とし子（司会）

長崎地方裁判所裁判官 宮 本 聡（刑事部部総括判事）

長崎地方裁判所裁判官 荒 木 未 佳（刑事部判事）

長崎地方検察庁検事 青 山 伸 吾

長崎県弁護士会所属弁護士 山 本 真 邦

5 議事内容等

別紙のとおり

※ 裁判員経験者1～7番（以下番号で表記）

(別紙)

1 所長あいさつ

○ (司会者)

これから意見交換会を始めたいと思います。私は本日の進行役を務めます長崎地裁所長の江口と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

裁判員制度が始まり5年が経過し、これまで長崎でも多くの裁判員裁判の審理・判決が行われ、多くの方々に裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加していただきました。

本日の裁判員経験者意見交換会では、7人の裁判員経験者にご参加をいただきました。裁判員経験者の皆さんには、お忙しい中、意見交換会にご参加いただきありがとうございます。

皆さんには、本日、裁判員としての経験を振り返っていただき、ご意見やご感想をうかがいたいと思います。そして、うかがったご意見などを今後の裁判員裁判の運用に生かし、分かりやすく、充実した裁判員裁判を行ってきたいと思っております。

それでは、裁判員経験者以外の参加者をご紹介します。検察庁からは青山伸吾検事、弁護士会からは山本真邦弁護士、裁判所からは宮本聡判事、荒木未佳判事に出席していただいております。4人の方々には、裁判員経験者の皆さんからの質問に答えていただいたり、時間があれば、裁判員経験者の方々に質問していただくことがあるかもしれません。

どうぞ、よろしく願いいたします。

2 意見交換

□ 裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象

○ (司会者)

まず始めに裁判員経験者の方々から、全般的な感想をうかがい、その後、

進行予定表に沿って、意見交換を進めていきたいと思ひます。意見交換会は、実質で1時間20分程度を予定しており、途中で15分程度の休憩時間を取ります。意見交換会終了後は20分程度、傍聴されている報道機関の皆さんからの質問の時間をとった上、この会を終了することにいたします。ご協力をお願いいたします。

それでは、まず経験者の皆さんに、裁判員を経験されてどのような感想、ご意見を現在お持ちなのか、お話しいただきたいと思ひます。1番の方からお願いいたしますが、1番の方は強制わいせつ致傷の犯罪で、犯罪の成立には争いがなかった事件で3日間裁判員の職務に従事されたということで、よろしかったですね。では、よろしくお願ひいたします。

○ (1番)

感想といたしましては、まず、まさか自分が裁判員に選ばれるとは思っていませんでした。ここに来たときに、数多くの方がいらっしゃったので、まさかその中から選ばれるとも思っていませんでしたし、裁判自体がどういったものかもわかりませんでしたので、かなりの不安はありました。それでもやはり、裁判に臨むとやはり裁判官の方からのご指導等あって、スムーズに裁判は進めたかなと思っております。恐らく、この裁判が自分にとって貴重な経験だったのではないだろうか、今になっては思っております。

○ (司会者)

ありがとうございました。

それでは、2番の方は、これは別の強制わいせつ致傷の犯罪で、犯罪の成立には争いがなかった事件ですが、選定手続の日を入れると4日間、裁判員の職務に従事していただいたということですね。それでは、よろしくお願ひします。

○ (2番)

1番の方が今おっしゃったとおり、私ももう青天のへきれきでございますし

て、通知が来たときは、ああ、これってあのテレビで言うてるのが来たよって言って、びっくりしました。そして来たら、おっしゃるようにいっぱいおられるから、あ、この中からならもう帰れるなどと思っておりましたら、呼ばれて、ああと思って、もうびっくりしました。現在70歳になりましたけど、平凡な主婦を過ごしてきました、本当に社会の情勢はテレビと新聞だけでしたので、こういうふうに裁判っていうのが流れるのっていうこと自体、もうそれこそわかりませんので、ああ、社会ってこういうものなんだ、犯罪を犯したらこんなふうにしていくんだっていうのは、テレビドラマはちょっと見てましたけど、全然違ってまして、本当冥途の土産にはもう十分過ぎるほど勉強させていただきました。本当もう、平々凡々の一生を送ってきて、最後になって本当に感謝しております。参加してみたいっていう気持ちは、もう最初裁判員ができたときに主人がものすごく興味がありまして、俺が行きたいって、何でおまえやって言われました。それを、幸い私が頑張っってこようっていうことで、本当にこういうことを言うちゃいけないかもしれませんが、楽しゅうございました、4日間。こんなになっていく、こんなになっていく、こんなになっていくって思ったら、本当に社会ってこんなふうにしてやっていくのだなって。本当もう悪いことはしませんでしたけど、ここには来るものじゃないと思って帰りました。

以上でございます。

○（司会者）

どうもありがとうございました。

それでは、3番の方は、殺人未遂の犯罪で、殺意に争いがあり、正当防衛などが主張されたという事件で、評議などを含め10日間裁判員の職務に従事されたということです。よろしくお願いします。

○（3番）

私は、本当に嫌々ながら来まして、もう当たらんやろうと思ったら真っ先に当たりました、もうがっかりしてたんですけども、2回、3回となるうちに、やっぱり裁判の流れとか見て、これはもうだんだんはまってきたっていう感じで、後はもう本当に夢中になって、もう休めん、もう絶対どんなことしても病気をしないようにっていうような感じで、私は出てきました。最終的には私はもう本当にいい経験をしたな、貴重な経験をしたなと思っております。

○ (司会者)

どうもありがとうございました。

次に4番の方をお願いします。4番の方は、3番の方と同じ殺人未遂の事件で、10日間裁判員の職務に従事していただいたということです。では、よろしく願いいたします。

○ (4番)

私も、皆さん言われたように、裁判員になるという資格があるのかなというのを最初に疑いました。しかしながら、選任されて裁判に臨んだ中での感想といいますと、裁判はこのようにして結論を出すものだなというふうに思い、懸命に勉強といいますか、それをさせていただきました。生涯きっての勉強でした。本当に、人を裁く難しさ、結論を出す難しさ、これが印象に残っております。

○ (司会者)

どうもありがとうございます。

5番の方も、3番、4番の方と同じ殺人未遂の事件で、裁判員を果たしていただきました。よろしくをお願いします。

○ (5番)

私も、最初嫌々で、周りからは絶対当たるばいって言われながら来て、案の定当たって、結果としてはもうとってもいい経験させていただいたな、1

0日間っていう長いスパンで、勤務先とも調整をしてもらいながらにはなつたんですけど、いい勉強をさせていただきました。

○（司会者）

どうもありがとうございます。

それでは、次に6番の方、お願いします。6番の方も、3番、4番、5番の方と同じ殺人未遂の事件で、10日間裁判員の職務に従事していただきました。よろしくお願いします。

○（6番）

6番目ともなると、皆さん大概おっしゃられたことってというのが感想の1つ目なんですけど、また違った感想っていうのも一つ述べさせていただくと、私の脳みそが疲れて疲れてたまらない、本当に疲れたって言うときに、食べたチョコレート、何とおいしいんだと思いました。それが一つの感想でした。

あと、裁判長の脇にカンカンっていう木づちがない。あんなのは法廷に置いてないんだよっていうのを教えてもらったのは、本当に衝撃でした。

○（司会者）

どうもありがとうございました。

それでは、7番の方ですが、最後になりました。7番の方は、今までの方とは別の殺人未遂の犯罪の審理に携わっていただきました。4日間裁判員の職務に従事していただきました。それではお願いいたします。

○（7番）

皆さんのご意見がかぶるんですけども、最初に数十人に呼ばれた段階で、どういった事件の裁判ですということを知られたんですが、非常にやはり大きな事件とか重い事件ならどうしよう、怖いなと思っていました。私がかかった事件は、殺人未遂なんですけども、保護観察のつくような、多分比較的珍しい殺人未遂、判決だったと思うんですけど、非常に裁判官の方も裁

判所の方も親切で、とてもわかりやすく、和やかといったらあれですけど、そういうふう過ぎていったかなというふうに思います。裁判が始まる時か始まるちょっと前、昼食を皆さんととった中で、裁判員の方々と一緒に最初の自己紹介で、僕は昔から、始まった当初から実は裁判員裁判に対して反対意見を持っていたという話をさせていただいたんです。裁判員をやった結論としても、結論としても実は同じで、裁判員制度に対して、この後の意見交換に入るんですけども、量刑を出すことの大変さとか、ちょっと前のニュースなんかで言ってた、高裁で逆転されたような判決見ると、あれだけ時間かけて一生懸命やって、この先の、意味があるのだろうかというようなことを、本当に純粹に疑問に思います。とても、やっぱり重い事件を背負って裁判員をされる方なんかは、本当にストレスというか、思いというのは僕が思ったことよりもずっと深いものを持つんじゃないかというのが、裁判員をした、経験をした感想であります。

以上です。

□ 審理のわかりやすさ

○ (司会者)

それでは、今はもう一通り、本当に全般的な感想でしたので、それではこれから個々のことについて皆様のご意見を聞きたいと思います。

まず、審理のわかりやすさということなんですけれども、審理のわかりやすさということについては、検察官、弁護人が冒頭陳述や論告・弁論で行う主張、いわば検察官や弁護人の言い分というものについて、わかりにくい点はなかったかという面と、証拠調べですね、供述調書の朗読や証人や被告人などの尋問を通じて、わかりにくい点はなかったかということとか、いろいろな側面があるかと思います。また、事件に争いのある事件、犯罪が成立するかどうか自体に争いがある案件と、犯罪自体については争いはないんだけど、量刑が問題になった事件と、また違った面もあるかと思います。

そこで、まず初めに犯罪の成立自体、事実争いがあった事件の関係から伺いたいと思いますが、最初にもご紹介しましたとおり、裁判員を経験された3、4、5、6番の方については、殺意に争いがある事件だったわけですが、いわば検察官、弁護士の主張とか、あるいは証拠調べの中で、わかりにくい点はなかったかどうか、どういう点がどうだった、あるいはこういうのはわかりやすかったよというような点などなど、ご自由にご感想を言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうですかね、とりあえず6番の方から、今回お聞きしてよろしいでしょうか。

○ (6番)

証拠というものを考えているときに、検察側、弁護側等、本当非常にわかりやすいプレゼンのような、こうだからこうであるということをしっかりと伝えてくれるという、わかりやすいものだったと思います。ただ、余りにもわかりやす過ぎる内容かなって印象もありました。弁護側の主張としては、こういう主張をしたいからこうなんだ、検察側はこうだからこういう罪なんだということをまずはっきりと申された後に、それから審理に入っていく、考えていく、その証拠についてというものをしっかりと考えていくという作業になっていったんですけど、最初が余りにもわかりやす過ぎるような印象もしました。

○ (司会者)

そうすると、最初はわかりやすかったにもかかわらずっていうところがあったのでしょうか。

○ (6番)

裁判を進めていく間、まず証拠というものをきちんと考えていくわけですが、それが一体なぜそのようになったのかというのを考えていったときに、こちらのほうから尋ねて、どうなのかということで確認する作業というのが

結構ありましたので、もう少し詳しく書かれててもいいのかなって感じはしました。

○（司会者）

5番の方はいかがでしょうか。

○（5番）

最初、被告、被害者なりが外国の方っていうのもあって、こっちの常識、日本人の常識っていうのが伝わらないっていうときもあったんですけど、こっちのわからないことに対して逐一説明してくださったりとか、わかるまで、通じるまで時間を使っていただいて、わかるように説明していただいたので、わかりやすかったかなと思います。

○（司会者）

どうもありがとうございました。説明を聞いていって、わかったと、最後にはお答えになったということですね。

4番の方、いかがですか。

○（4番）

審理をする段階で、非常に検察官と弁護人との真っ向からの対立といいますか、それが非常に強かった点もあるわけですが、その点については証拠、証人等の現状の把握である程度の明確な結論が出たわけですが、検察官は検察官のやり方で出してあるというふうに思いますし、弁護人も今回の対立するような意見ではなくて、少し良心的な感覚で対応してもらったほうがよかつちやないかという、やっぱり双方が現状を踏まえてやれば、もっと簡素化した結論が出るんじゃないかというような気がいたしました。

○（司会者）

双方の対立がすごく激しかったということですか。

○（4番）

そういう印象ですね。

○（司会者）

3番の方，いかがですか。

○（3番）

そうですね，裁判で私がちょっと質問したりして，警察の方，捕まえた警察の方に質問したときは，ちょっとそのときの証言を聞いて，こうかなと思ってたら，法医学の先生が来られたら，全く違った考えになったんですね。それで，いやもうこれは専門的な先生もぜひ必要なものだなって思いました。もしその法医学の先生のことを聞いてなかったら，私たちはまた量刑のときにちょっと違ったような考えをしたのかもしれない。そこがやっぱり専門的な人を証人に入れるべきだなと思いました。

○（司会者）

今，法医学の先生という話が出ましたけれども，この事件では専門家の方の証人尋問もあったわけですけども，そういう専門的な分野の尋問で，例えば検察官，弁護人のほうが証人尋問されてるというふうに，言葉っていうんでしょうか，あるいは質問の仕方などで，何かわかりにくかったとか，いや，そんなことないわ，自然にちゃんと聞けたよって，わかりやすく質問してたと思うよっていうところは，どうでしょうかね。尋問の仕方なり尋問をするときの言葉っていうんでしょうか，そういうことで何か印象に残っておられることってありますか。3番の方。

○（3番）

結構わかりやすく，もう本当にわかりやすく，事細かく説明してもらったと思うんですよ。事件の内容もスムーズに，もう本当に細かく考えられたと私は思ってます。

○（司会者）

尋問ということについては，ほかの方，4番，5番，6番の方などはいかがでしょう。今の3番の方と同じような感想，あるいはもうちょっと大分

たってしまったのでね、印象薄れてしまったところがあるかもしれませんが。

はい、どうぞ、お願いします。

○ (4番)

今の件ですけれども、検察が取り調べた内容と、証人が見た感想が、異なると、違ったというふうに思う点があったわけですね。そういうことで、あと進める段階でいろいろ検討した結果が出ましたということです。

○ (司会者)

わかりました。ありがとうございました。

□ 量刑を中心とする評議についての感想・意見

○ (司会者)

次に、犯罪の成立というところでは争いはなかったけれどもという点で、特に量刑が問題となった事件、1番、2番、7番の方にご一緒にお聞きしたいと思うんですけれども、先ほどから申し上げれば、検察官、弁護人の主張、言い分というものの概要、あるいは言い方などでわかりにくい点はなかったかどうか。それから、実際の証拠調べ、もちろん犯罪事実には争いはなくても、証人尋問等された事件もあると思いますので、そういう尋問とか、あるいは供述調書の朗読などで、こういう点わかりにくかった、あるいはこういうのがあってわかりやすかったと思われるような点、ご苦労された点等はなかったでしょうか。

7番の方からまずお聞きします。

○ (7番)

もちろん初めて参加したわけなんですけど、非常にわかりやすいと思いました。証拠もですね、凶器となるものもきちんと四方から見えるようにケースの中におさめられてて。だからこれはあくまでも裁判員の裁判だったので、そういうふうにわかりやすくやってありますという、多分言葉や何かもそういうふうにやっぱり裁判員制度の裁判のためにきちんとわかりやすく書いて

あるんだなということを感じました。もちろん、裁判官の方もきちんと説明していただけたので、わかりづらいところやわからないということは全然なかったですね。

○（司会者）

ありがとうございます。

2番の方、いかがでしょう。今の審理っていうことを振り返ってみたら。

○（2番）

何にせよ初めてです。初めてですけど、わかりました。というのは、こういう、ただ酒を飲んでちょっと悪いことしたっていうのがこんなに悪く書いてありましたね。説明もよくしてくださったんですね。それで、たかが酔っぱらってしたことがこんなに大事になるのかって、書いてある内容を見て思いました。昔ね、私たちの世代でしたらもう、ちょっとあっちさわりこっちさわりっていうのはざらでしたからね、酔っ払った殿方は。だから、今はもう厳しいなって思いました。本当に今の男性はかわいそうですね、はけ口もなくってね。ちょっと本当にもう、ちょっとっていうわけにもいきませんもんね。私たちももう、事務員はしましたけど、後ろ通るときにはさっとなでられた、「ああ、なか」とか言われましてね、胸の膨らみがないという。後ろ通るときはもうさっとなで殿方はなでていって、そういうのってざらでしたけど、今はもうそういうものもね、ままたらぬ時代で、そしておまけにたかがこのぐらいのことですって思うのをね、もう本当いっぱい、きちんと書いてあって説明なさって、ああ、こんなになっていくんだって思いました。もうとってもわかりました。内容はよくわかりました。

○（司会者）

わかりました。

○（2番）

検察の方なんかは特にもう詳しく大きな声でもうバーっておっしゃってね、

よくわかりました。

○（司会者）

ありがとうございます。

最後になりました，1番の方，審理に関してはいかがでしょうか。

○（1番）

審理のわかりやすさということですが，私は強制わいせつ致傷ということで，犯行に至る経緯は詳しく聞いたんですけども，逮捕に至る経緯が全く説明がなかったということで，現行犯なのか自首をしたのか，これでまた裁判員の方たちの気持ちが変わるとは思ったんですけども。

それから，被告人は若い男性の方で，被害者の女性の方が出廷されなかったということで，本人の声を聞いてみたかったというのが一つあります。この女性の方は，親にも言えてないということで，出廷されなかったんですけども，やはり本人の声で，気持ちを聞いてみたかったと思っております。被告人の母親のこともあったんですけども，やはりそういう声を聞くと，気持ちが揺らぐかなと，そういうふうな感じを受けました。全体的な説明としては，よくわかったと思っております。

○（司会者）

ありがとうございます。

ここで，争いのある事件，ない事件も含めまして，もう一度先ほども言いましたように，7人の方に，さっき言い忘れたとか，ほかの方の意見を聞いてて，ああそうだったと，そういうこともあるよねというようなことは，いかがでしょうか。

どうぞ，6番の方。

○（6番）

僕さっき言った，わかりやすいけどももっと詳しくっていうのが，例えば冒頭陳述とかそういったもの，弁護側，検察側というような，出して，こ

うであると述べられるんですけども、そのときにやはりわかりやすく伝えなければいけないというところで、言葉、また行動っていうのをピックアップしてわかりやすく説明してあると。ただ、その中で、ああ、こうだったからこういうふうな話なんだということをしっかり理解はできるんですけども、ただクエスチョンと。あれ、何でこれこうなったのっていったところでのなマークが頭にポッポッと出てくるところっていうのが、やっぱり出てきてしまうので、そのあたりのところでもう少し詳しく書いてみられてはどうかっていうような内容だったんですけど。

○ (司会者)

最初にされる冒頭陳述なり弁護人の弁論っていうのは、あくまでこれから見ようということの一番大事なところ、あるいは大筋であって、いろんなクエスチョンが浮かんだっていうことは、証拠そのものを出されて、その証拠の中で説明されていった中では、だんだんクエスチョン部分はなくなっていたと。

○ (6番)

ずっとクリアになっていくんですけど、一番最初、冒頭陳述とか、書類はパワーポイントか何かみたいな感じにきれいにつくって出していただけなんですけども、それを見たときに、こういう事件だったということは理解した上で、わかりやすい裁判っていうのはどんどん進んでいくんですけど、このときにこれをつけ加えて書いてもらえれば、なぜこうなったのかというところで、その質問っていうのを繰り返して聞くことがなかったなっていう印象があった。僕らのときは通訳の方が入られていたので、どうしても言葉を介して裁判を行っていくという上で、かなり時間がかかる裁判だったので、事件の内容によりけりですが、内容をもう少し詳しく記してあるのかなのかで、質疑の内容も変わっていくし、証拠というものを考えていく時間でまたいろいろ考えられるのかなと思った次第です。

○（司会者）

ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしたでしょうか。確かに言われたとおり、3、4、5、6番の方がかわられた裁判員裁判は、通訳が入ってたので、一般的には、聞いておられた方からするとちょっともどかしいなという感じを持たれるかなというところがどうしてもありますよね。

いかがですかね。審理に関して、今の話にもあったんですけども、全般的にはわかりやすかったというおほめの言葉をいただいているんですけども、例えば検察官の方のほうで、こういうところ工夫してる、あるいはこういうところはもう少し今後も工夫したいなというのがありましたら、少しご紹介いただけますか。

○（青山検事）

まず最初に、皆さんからわかりやすいというお言葉をいただいて、非常にうれしく思っています。私がこれらの裁判に立会したわけではないんですけど、まだ当事者で残っている者がいますので伝えておきたいと思います。検察庁としての取り組みといいますと、地検ごとでいろいろなばらつきといいますか、傾向はあるんですけども、全般的には最近先ほどからおっしゃっておられる主張っていう部分、冒頭陳述、論告っていう部分と、証拠調べっていう部分をかなりきちんと分けようっていう流れになってまして、その主張部分、冒頭陳述、特に一番最初に冒頭陳述っていうところでは、皆様がまだ裁判っていうものに触れてそれほど時間がたっていない部分なので、できる限り、先ほど6番の方がおっしゃったとおり、できる限りわかりやすく、かつコンパクトにっていうのが今のところ全体的な流れです。私は先ほど6番さんのご意見を伺っていて、非常にうれしく思ったんですけども、検察官も大体その事件を見るときに、当初検察官の手元に来る事件を見て、一見、ものとしては足りてるように見える、その事実の流れの中で、いろいろ

なクエスチョンを持っていくんですね。これは何でこういうことがあったんだろう、これはどうしてなんだろうって言って、検察官が裁判になる前の捜査の段階でいろいろと捜査を進めて行って、それらを解明して行って、最終的に、あ、実際の事実っていうのはこうだったんだっていう納得をして、処分を決めるっていう流れをしますので、まさにそれはその裁判の場でやっていただけたというところは非常にうれしく思っています。

ただ、それを冒頭陳述っていう一番最初の段階で、緊張も残っておられる状態のときに全部出してしまうと、それは逆にわかりにくくなり過ぎると、それはそれでもっと混乱させてしまった状態で証拠を見ていただくっていうことになるのはやはり当初としては避けたいところっていうのもありますので、ある意味、どちらかというところと逆に、6番さんがもう少し詳しくしていただけたらというのは、こちらとしたら言い方はいいかどうかありますが、狙いどおりといいますか、まずは方向性を見ていただいて、そこでご自身でいろいろと足りない部分を積極的に判断していただけて、きちんとした結論にたどり着いていただけたっていうところでは、当事者としてもそれはまさに期待したとおりの流れだったのかなっていうふうには思います。私が実際そこにいたわけではないのですが、そうなのかなというふうには思っています。検察庁はむしろ証拠の内容のほうに今すごく意を砕いてまして、主張はコンパクトにするかわりに、証拠の部分が足りてなかったら全く意味がないので、もし証拠の内容の部分で、あそこはもっと工夫してもらえたらこういう事実、証拠はちょっとわかりにくかった、先ほど検察官の出した書証ですかね、恐らく書証と、実際に出てきた専門家の方の証言で、どうも内容がちょっと不足した部分があったんじゃないかというようなお話が出てたので、そのあたりのところをもしより改善すべき点があるのであればご指摘いただければなというふうには思います。

○（司会者）

それと、先ほど1番の方が言われてた、被害者の声を聞きたかったという部分については、いろいろ微妙な問題もあるのかもしれませんが、それに関していかがでしょうか。

○（青山検事）

もうまさにおっしゃるとおり、非常に微妙な問題がありまして、単純に裁判に関係する検察官としての立場だけではやはり間違いなく、被告人、犯人側の声は皆さん当然聞かれるし、姿も見られるので、特に被害者の側の方が被害にあわれてどういう状態にあるのかとか、そういう言葉を被害者自身の言葉で語っていただくっていうのはすごく意味のあることだと思うんですね。とはいえ、現状では非常に、裁判も人生で一度あるかないかっていうことだと思うんですけど、そういう事件の被害にあうことだって人生に一度あるかないかっていうことですし、その被害にあうっていうことは全く心の準備がない状態で受けるわけですので、思ってる以上に苦痛が大きくて、しかもそれがずっとたっても消えない、それどころか場合によっては具体的に体の不調となってあらわれてくるっていうのがとても多い、例えば罪名としては仮に窃盗とかですね、物を盗まれたとか、例えばそういうものであったとしても、出てくる人には出てくるっていう状態があって、そういう方々を警察の人であれ検察官であれ、目の当たりにして、その人がやはりさらに法廷に出て、被害者の方々にとってみれば見ず知らずの人の前で自分にとってつらい体験っていうのをまた話せ、話すためには思い出さなきゃいけないっていうところに行くことについて、非常に抵抗が大きいということですね。なので、裁判担当でない、やはり被害者と接する、個人としての検察官として言うと、できれば裁判の場には一定そういう思いをさせることは避けたいっていう思いもやっぱりありまして、なので、そのせめぎ合いで常に、裁判のわかりやすさっていうのに特化するのであれば、直接話していただくほうがいいっていうふうには思いますけれども、そのためには犠牲にするものがあるって、

その犠牲を被害者という立場の人に強いていいのかっていうところでいつも悩んでいるっていうところで、これは検察庁としては特に統一的な対応があるっていうわけではなく、あくまでも私個人の考えなので、非常に難しいって毎回毎回悩んでいるところではあります。

○ (司会者)

それでは、弁護人の立場からのご意見をお願いします。

○ (山本弁護士)

ちょっと逆にわからないのもうちょっとお聞きしたいなと思ったのが、4番の方が、もうちょっと弁護人は争わないでみたいなことをおっしゃったのが、具体的に何かどういう点を疑問に思われてたのかなというのを、もうちょっとお話しただければと思うんですけど。

○ (4番)

結局検察官とも真っ向から反対の意見が出るわけですね。そうでもないんじゃないかという結論です。その点。

○ (山本弁護士)

そうでもないというのは、最終的にそう思われてたのか、最初から思われてたのか。

○ (4番)

最終的に、もう結論出たわけですが、当初はもう真っ向から対立した検察官と弁護士の戦いだなというような印象的なものというんですか、そういう点がありましたね。ですから、少し双方とも調査をしてやればよかったんじゃないかなという気がしました。

○ (山本弁護士)

私も担当の弁護士じゃないのでちょっとわからないんですけども、恐らく逆に言うと、多分そういうご感想っていうのは弁護人にとっては最も意外なご感想かなと思って、逆に言うとそこだけ、それだけの対立を生み出す力

ってというのは、逆に言うと弁護人としてはかなりよかったのではないかなと、それだけ明確に対立構造を出せたのかなってというのはあります。

あと、調査という点で言うと、実情を申しますと、弁護人のほうには一切の調査権がないというところがありまして、非常にそういう手探り状態の中で被告人本人から話を聞いて、個別証拠も見ますけれども、やはり一人の人間を信じて始まるところもあるので、そこでやっぱりどうしても本人の主張を手がかりに真っ向から対立する場面もあるのかなとは思いました。ちょっと当事者じゃないのでわからなかったんですけども、7人の方の感想を聞いてわかりやすかったっていうご意見をいただいたところは、本当によかったのかなとは思ってます。ただ、難しいのが弁護人はそれぞれやり方が異なると、検察官ってというのは組織なんですね。それで刑事を専門にやってて、何件ももう担当されてて、組織的にも研修だったり技術のノウハウがあるんですけども、弁護士ってというのは基本的には個々の担当で、もうほとんどまだ40件弱という数字の中で、年間でいくと5年ですから7件、1年で7件当たりと。だから、担当している件数も、もう1件しか担当してない人もいますし、私はもうやってるほうで3件という形になるんですけど、なかなかその辺の技術が追いついてないんですけど、わかりやすいついていうところでは狙ってはいるんですけども。

ちょっとお聞きしたいのが、インパクトの問題、つまり、検察官から始まるんですね。どうしても、やはりこれは最初に聞いた話ってというのは誰も引きずられてしまうんですけども、そんな中でインパクトってどっちが強かったのかなっていうのを、その検察官の冒頭陳述でも構いません、証拠調べでも、そういうやり方と弁護人のやり方ってどういうふうに、インパクトって意味ではどうだったのかなっていうのをちょっとお伺いしたいんですけども。

○（司会者）

すみません， 2 番の方。

○ (2 番)

確かに、検察官の方のおっしゃることが私たち素人にはよくわかりました。でも、確かに弁護士さんがおっしゃるのは、そういうふうにも解釈するのかなってというのは、もう見ててですね、それは感じました。だって、したことを忠実におっしゃるわけでしょう。それはよくわかるわけですよ。でも、おたくのはそれを打破する立場ですのでね、やっぱり助けたいっていう心理があるでしょうから、理解しがたいこともありました。やったのには間違いのないのに何でっていう気持ちですね、それはありました。

○ (司会者)

今言われたのは、2 番の方が担当された事件は、犯罪事実自体についてはもう争いがない事件を担当されたということで。

○ (山本弁護士)

逆に言うと、争いがある事実の3 番から6 番の方はどんな印象だったのかなというところがお聞きできればなと思います。

○ (司会者)

そのインパクトっていうのは、別に話だけを聞いてどっちらしいと思ったのか、そういうことではないんですね。

○ (山本弁護士)

そういうことではなくて、最初の時点では結構そういうところもあるというふうには、心理学的なところも言われてまして、やっぱり特に最初が重要というところがあって、やっぱりその冒頭陳述での内容について引きずられて、最終的に引きずられるっていう傾向はあるようなので、わかりやすかったと。事実はわかるんですけども、さらに一歩進んで、わかりやすかった以上に何か印象を受けたことが何かあったのか。

○ (司会者)

わかりました。済みません、6番の方。

○ (6番)

事件の内容っていうのは、検察側から聞いた内容ではこのような事件だというのははっきりわかるので、その後に弁護側の無罪の主張があったんですけど、出てきたときにインパクトとしては弁護側のインパクトというものは強く感じました。なぜこれはこのような形で考えられるのかといったところで、今から話をしていくんだという、裁判を行って行くんだっていうふうに考えて、弁護側のほうが印象は強かったです。

○ (司会者)

3, 4, 5番の方は、特によろしいですか。

時間の都合もあります。裁判所の側で審理のわかりやすさということについて、心がけてといいたいでしょうか、ということについて若干お聞きしたいです。

○ (宮本裁判官)

4番の方が言っておられるのは、弁護人と検察官が対立したのは、殺意も争って、正当防衛だと主張して無罪という、そういう主張だったので対立してて、それは弁護人は被告人の利益を守るという、そういう職責があるので、そういう主張をするのは当然なわけで、実際あれは一部殺意が認められなくて、過剰防衛になってたので、別に弁護人の主張がおかしいと、そういう話じゃないと思います。

わかりやすいという意見は本当にありがたいと思います。一つ、この理由として、あと6番の方がわかりやす過ぎる、もう少し詳しく書かれてもよかったって話があるんですけど、実際の公判が始まる前に、公判前整理手続というのを裁判官と検察官と弁護人とやってて、この事件の争点は何かとか、この事件でどういう証拠を調べるかと、あとあの事件でしたら殺意とか正当防衛とか難しい言葉、法律概念があるわけですけど、それをどういうふう

裁判員の人に説明したらいいかっていうのを、そういう協議をしまして、そこでやってるのでわかりやすくなるし、あと犯罪事実の認定とか量刑を決めるのに必要ではないことはもう立証はしないという、そういうことをやってるので、もう少し詳しくてもいいのかなという、そういう意見なのかなと思います。あのときは裁判員の方がこういう証拠も見たいというので、覚えてますかね、新たに電話でどういうことを言ってたかという、そういう証拠を調べたっていうのがあったので、あれは確かに調べたほうがよかったのかと思ったので、公判前でどこまでやるかっていうのはこちらも非常に考えなきゃいけないなと思っています。

あと、わかりやすいっていうので、裁判官がすごい説明してくれてわかりやすいという意見があるわけですけど、こちらも本当にわかりやすいように説明して、そう言われるのはうれしいんですけど、刑事裁判っていうのは法廷で見て聞いて、そこでもう、わかりやすかったと、そういうふうに思ってもらうのが一番なので、後で検察官の主張はこうなんですよとか、あの証拠はこういう意味なんですよというの、部屋に、評議室ですね、評議室に戻ってそこでわかりやすいというより、さらに進んで、法廷で検察官の主張もなるほど、弁護人の主張もなるほど、この証拠はこの検察官の主張を裏づけるものだとか、そういうのが一番理想的な裁判だと思うので、これからそのようにやっていきたいなと思っています。

あと、証人本人の声、1番の方が本人の声を聞きたいという、あの事件は性犯罪なのでなかなか難しい面あると思うんですけど、それは本当におっしゃるとおりなので、法廷で人から話を聞いて判断の資料とするというのが刑事裁判の原則だと思いますので、裁判所もそういうふうにやっていきたいと思っています。

○（司会者）

それでは、ここで15分間の休憩を入れたと思います。3時10分から

再開させていただきたいと思いますので、休憩とさせていただきます。

(午後2時55分休憩，午後3時10分再開)

□ 量刑を中心とする評議についての感想・意見

○ (司会者)

それでは再開させていただきます。

次に、3番目に評議のことについてご感想をお聞きしたいんですけども、その中でも特に量刑を中心とした評議についてということですけども、まさに評議のことは本当に裁判官、担当した裁判官と裁判員の方々にしかわからない内容なんですけれども、量刑などについて、恐らく一般的に裁判官は説明等していると思うんですけども、皆様が聞かれた裁判官の説明等にわかりにくい点はなかったかどうか、もしここがわかりにくかったというのがあったとすれば、どういう点がわかりにくかったということ、逆にこういう説明の仕方でもわかりやすかったということがあれば、どういう点なのかというのをお聞きしたいと思うんですけども。どなたか、経験者の方でご感想、あるいはご意見をお聞きしたいんですけども。

5番の方，どうぞ。

○ (5番)

求刑ですけど、裁判自体が話を聞いて、もうすぐ終わるものだと思ってたんですね。もうその日のうちぐらいにもう有罪、無罪、ぽんって決まるものかなと思ってたんですけど、評議に入って、もうこっちのほうで断然負担っていうか、考えることに対してものすごくウエートがあって、今まで人生の中でかかわりあってない人に対して、ここまで考えるものかというふうに思いました。有罪、無罪だけじゃなくて、その何年だとか、保護観察をつけないといけないとか、量刑の評議はとても大変な作業だというふうに感じました。

○ (司会者)

わかりました。とりわけ言われている5番の方の携わられた裁判は、事実についても争いがありました。その点、1番、2番、7番の方など、どうでしたか。もちろん大変だったとは思いますが、大変さ、あるいは裁判官のほうの評議のための配慮ということについて、7番の方。

○ (7番)

どうやって量刑を決めるのかっていうことに対して、初めからちょっと疑問を、どういう流れで決まっていくのか考えてたんです。法律の観点から言えば、こういう罪は最高刑がこれで、そこからこれぐらいっていう、そういうのを聞いて、結局のところは今までの判例とかを、このぐらいじゃなかろうかというようなことで決まっていくのかなというふうには思ったんですけど、もちろんそういう側面もありましたが、結構私も時間をかけてきちんと刑を出しているんだということを実感しました。どうしても量刑の話になるとさっきの続きみたいであれなんですけど、だけど、やはり有罪か無罪か出すのは難しいですけど、量刑決めていくことも大変な作業だというふうに思います。先ほど少し話しましたが、自分は純粋な気持ちとして、そこまでは私たちが一緒に考えて、人生の中でこうやっっているいろいろ考えることがあるんですけど、結構やっぱりエネルギーと時間と、もちろん仕事や何かもお休みして、僕なんかは結構家に帰ってもお風呂に入っているとふっと思い出したりとか、裁判の間は結構な時間を考えて、事件そのものがもっと大きければ、さらにやはりストレスとかいうのは、結構強いんじゃないかみたいなどころを僕は考えていたので、いろいろ考えました。

○ (司会者)

ありがとうございました。

ほかの方で何かありますか。4番の方、お願いします。

○ (4番)

評議をしていく上において、当初有罪なのかというようなことを決めるわ

けですが、それに対して量刑が後になるわけですね。これ、量刑になったときに、どのくらいというようなことに入ります。その段階で、判例というのがあるわけですね。もうそれは全国的に、長崎であろうと青森であろうと変わらない、やっぱり刑を、量刑を出さないかんというような問題が出てくるわけですね。そこらが非常に裁判員の中では私なりに心配をいたしました。というのは、やっぱり量刑がもう少し重くたってよかっちゃいけないとか、軽くしてよかっちゃいけないとかいうような観点から検討した結果、これは非常に、基本難しい問題だろうと思うわけですね。基準があるのかないのか、そこらはようわからんですが、今までの判例を見てずっと刑を積み重ねてきておるわけでしょうけれども、そこは裁判員としては少し重くってもよかっちゃいけないとか、軽くてよかっちゃいけないとかいう問題がありながら、やっぱり判例を重視した量刑が出ておるということではなかったかというふうに思いますし、それは本当に裁判員の導入によって改善といいますか、改善じゃないな、ないでしょうけれども、重くなったり軽くなったりする、通常今、テレビ等では裁判員裁判の裁判は重いというような言葉も時には出ておりますのでね、そこらが非常に今後問題になることじゃないかなというふうな気がいたしました。

○（司会者）

ありがとうございます。

最初にちょっとお尋ねした、裁判官の説明というようなことで、何か皆さんの中でわかりやすかったとかわかりにくかったとか、あるいはもう今となつては忘れちゃったっていうのはいいことなのかもしれませんが、何かそれまでよかったんじゃないとかいうふうなことで、ご意見があれば。

すみません、6番の方からどうぞ。

○（6番）

やっていただきたいとかそういうのではないんですけども、量刑を決める

ってというのがすごく大切なことだと思うので、評議ってというのはすごく大切なことなんだなと、僕は思います。意見交換会でですね、7番の方がおっしゃられたように、量刑というものを求めて、有罪か無罪かまでならっていう考え方もできるし、いろんな考え方ができると思うんですけども、確かに量刑を考えるってというのは非常に大変な作業でした。その中で、携わった被告人がどのようにこれから反省をしていくのか、その反省を促すというものを考えていったときに、今回の量刑、僕らが携わった裁判についての量刑というのは、執行猶予がついて保護観察がつくというような形でした。自信を持って、これで次の人生をきちんと歩んでいってください、反省してくださいというような形で、僕らは真剣に考えたと思います。評議のとき、僕がいろいろ刑について尋ねさせていただいたときに、執行猶予というものがどういうものなのかというのを教えていただいて、じゃあこういう罰っていうのもあるんだと、改めて勉強させていただく部分もありましたので、その点についてはよかったと思います。今、その判決を受けた被告人が更生していければ、更生して今の生活というのでしっかりと反省をしていってくれてればいいなと感じるってというのが、僕の量刑に対しての感想でした。

○ (司会者)

それでは最後の件ですが、部長のほうから主に量刑を中心とする評議について、今言われた皆さんのご意見に対する感想というのもおかしいんですけど、常日ごろ心がけてらっしゃるということで、何かありましたら。

○ (宮本裁判官)

確かに量刑、刑期を決めるのは非常に難しい。日本の法定刑はこれだけ幅がありますという説明をするわけですけど、その中でこの事件はどれぐらいになるかという、だんだん絞り込んでいくというようなイメージで刑を決めると。刑罰というのは、やったことに対する責任、ペナルティーという、それが基本で、あとはその人の更生とか、あと一般予防といいますけど、その

社会の人に対してこういうことをやればこうなるっていうのを知らせるメッセージの意味があるということを説明しているわけなんですけど、その中で、そうすると同じ殺人未遂ですかね、皆さんに多いのが殺人未遂の中でも動機が、こういう動機だったらこういう傾向のやつが、こういう動機だったらこういう傾向にあるとか、そういうので刑の幅がだんだん絞り込まれていくというので、その段階で皆さんには過去の判例というか、今までの大体傾向ですよね、刑罰の、刑の傾向で、これぐらいの範囲にあるという、そういうのを見てもらってるわけなんですけど、それは一つは4番の方が言われたように、裁判所によって極端な差があれば公平さを欠いて、被告人の納得を得られないんじゃないかと、そういうのもあるので、公平さというのが一つ大事なので、そういうのも参考にしてもらって、あと刑罰自体に合理性がないと結局はいけないので、合理的かどうかというのも、そのグラフを見せて、そのグラフに縛られるわけじゃなくて、それを超えるとかそれより軽いとかいうのはできるんですけど、それはその説明がちゃんとつけば当然できるので、裁判員の方にはそういうところを議論してもらって、量刑の評議をやっていきます。

そして、皆さんと一緒に対象について議論するにはその刑罰っていうのがどういう目的だとか、こういうふうに刑が決まるって、そこをわかってもらわないと同じ土俵にはならないので、そこを一番気を使ってる場所なんですけど、そこを理解してもらってれば、その後の評議というのは非常にうまくいくのかなと思ってますので、そこら辺は大丈夫でしたかね。刑を決めるやり方というのを、一番最初に評議の最初に説明するんですけど。わかりにくかったらわかりにくかったって言ってもらっていいんです。

○ (4番)

評議についてはですね、今申し上げられたように、非常にわかりやすくてよい結論が出たというふうに私は思っております。しかしながら、テレビ等

でも裁判員裁判の結論が覆されたら、そういういろいろな問題が二、三件起こっておるようです。私たち、懸命に努力した結果、私はよかったんじゃないとかいうふうな印象も持っておりますから、今ここで話したわけです。

□ 裁判員裁判を経験しての精神的負担等について

○ (司会者)

ありがとうございます。すみません、ちょっと時間の都合もありまして、先に進ませていただきます。

今までも幾つかある側面は出たんですが、次に裁判員裁判を経験されての、特に広い意味の精神的な負担、ストレスということについてお伺いしたいと思います。

狭い意味のという言い方はあれなんですけども、狭い意味の精神的負担、ストレスでは、とりわけ今回の方々ですと皆さん被害、特にけが等についてかかわっている犯罪ばかりですから、けがあるいはその現場の写真などを取り調べることによって、その精神的な負担を感じられるということがなかったかどうか、あるいはそういう負担というのをどういうふうに対応されたでしょうか。

それから、広い意味では先ほどからもお話に出ております、まさに裁判員を体験するということ自体についての、いろいろなご負担、ストレス、感じられたことと思いますが、どういうものがあつたでしょう。また、それに対してどういうふうに対応されたでしょうということをお聞きしたいと思います。まず、どなたでも結構ですので。

では4番の方、どうぞ。

○ (4番)

精神的苦痛も何もございませんでした。もう勉強させていただいて、今後裁判員裁判が発展しますことを祈っております。

○ (司会者)

とりわけ、その傷口とかけがの写真が載ってることについては、いかがでしたか。

○ (4番)

私たちが拝見した範囲では、何ということはないし、そういうことを今でも気にしておることはありません。

○ (司会者)

ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。1番の方などはいかがでしょうか。広い意味で精神的負担等は。

○ (1番)

傷に関してはそんなにはなかったんですけども、やはり会社員をやっているものですから、休むということに関してちょっと苦労がありました。私の場合、3日間でしたから何とかよかったですけども、これがもっと長引くようであれば、辞退するしかないのかなと。仕事してる以上、もう日にちをとられるのはちょっとつらいかなとは思っております。

○ (司会者)

きょうのお見えの中には、10日間という事件もあったんですけども、10日というふうに聞かれると。

○ (1番)

10日間は、私の場合は、まあ会社のほうに言ってみないとわからないんですけども、ちょっときついかなど。私の場合はです。恐らく会社が休みをくれるというか、恐らく有給消化という形にはなると思うんですけども、10日はきついですね。やはり、3日、4日、1週間の間で終わらせてもらいたいなど、その週で、そういう感じです。

○ (司会者)

ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか、主に写真の件とか、それからお仕事との兼ね合いのことというふうに申し上げたんですけど、それ以外にも。今回あれですかね、殺人未遂の事件では、写真という点では、ストレスあるんですけども、こういうふうなことだったんで、何とかしのげたかなみたいな。済みません、最後3番の方。

○ (3番)

私はもともと魚料理をしたり、何かにつけて血を見てもどうもなかったけども。

○ (司会者)

はい、どうぞ、5番の方。

○ (5番)

私も別に傷、写真とかは別になかったんですけど、殺人とかそんなことになってくれば、またちょっと状況は変わってくるのかなって思いました。仕事面としては、何とか10日間会社も協力してくれて、有給、公休使いながらできましたけど、やっぱり残ってカバーしてくれる人の負担も考えないといけなくなってくるので、その面ではちょっと長期間拘束されるっていうのは難しいかなとは思っています。

□ これから裁判員になられる方へのメッセージ

○ (司会者)

ありがとうございました。

それでは、項目を限らずにですね、今までお聞きしたような審理のわかりやすさ、それから評議について、あるいは裁判員裁判の負担、それ以外の裁判員制度そのものに関する、もう一度ご意見等お聞きするとともに、ある意味これから裁判員になられる方へのメッセージというのがありましたら、それをお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

どうぞ、3番の方。

○ (3番)

嫌でもやっごらんって言いたいです。私はもう本当に見本みたいに、もう嫌で嫌でたまらないところから始めて、もう最終的には本当に経験してよかったなって、いろんな流れを見てて、裁判中そのものに、興味がものすごく湧いてきたし、もうやってみてよかったなと思ってます。だから、次にされる方もやっぱり来たときは嫌だなって思っても、挑戦してみたいと思っています。

○ (司会者)

ありがとうございます。

いかがでしょう。7番の方。

○ (7番)

いい社会経験になりましたというような、だから、やってみたらどうというのは、僕は次の人にそういうふうにメッセージとして言えないというか、先ほども言いましたけど、事件そのものの大きさにも関係してくるので、きちんと考えて出るか出ないかっていうふうにも言えない、一応国民として義務になるんですかね、来たということは。と考えれば、自分でちゃんと決めたほうがいいよというふうにも言えないし、経験としてはきちんとした経験になるかもしれないけど、安易にやってみたほうがいいよとはやっぱり言いづらいというのが、僕の思いです。最初に話したときも言いましたけど、私たちが、国民が考えて出した判決が高裁によって変わってしまうような裁判員裁判を僕はやる必要はこれからも、このままの形でやはりああいうのが正しいのかなっていうのが、本当に素直な疑問なんです。特に僕が裁判員に、これに参加するようになって、さらに疑問というのは大きくなりましたので、僕なんかこんなことを、この意見交換会で言ったからって何か変わるわけではないとは思いながらにしても、やはり経験した、貴重な経験をさせてもらった一人として、きちんとしたメッセージをやはり伝えていかないと、何

も変わっていかないんじゃないかというふうに思うので、改めて言わせてもらうことにしました。ありがとうございます。

○（司会者）

いかがですか，ほかの方々。

○（6番）

まだ始まって間もない制度で，7番の方がおっしゃられたような考え方もできると思います。いろんな意見を出して，これからどのようにっていうのも考えていかなければいけないことだと思うんですけども，経験させていただいて，非常にいい勉強をさせていただきましたし，すごく大変だったんですけども，日常に対しての意識っていうのも改めてやっぱり悪いことはしたらいかんっていうところで，いろんな勉強ができる。その上で，考えるのであれば，僕は参加されたほうが良いと思って今ずっといるんですけども，だから今からまたそのこと，裁判员制度っていうものも検討しながら，どのような形で行っていくのかっていうのを考えるっていうのも必要になってくるのかなと感じます。

3 報道機関との質疑応答

○（司会者）

ありがとうございました。本当に，まさに参加して経験された方だからこそ言える意見，また重みのある意見だと思います。

それでは，記者の方からの質疑応答に移らせていただきたいと思います。また，それらを通じまして，また皆様，裁判员制度に対する意見またはこれからの方に対するメッセージ等というのも，またそこからでも述べていただきたいと思います。

それでは，まず幹事社の方，代表質問をお願いいたします。

○（共同通信社）

記者クラブ幹事社の共同通信社と申します。今日はお話どうもありがとうございました。

まず代表して、何点か質問させていただきます。これは裁判員裁判、公判が始まる前の話になるんですが、皆様感想で、最初に裁判所に呼ばれたときに、嫌かなって思ったっていう感想を持たれてたとお話ししてたんですが、どうして嫌だったのか、そう思った理由をもう少しちょっと詳しくお聞きできればなと思います。公判前の話ですけど、ちょっとお願いします。

○ (司会者)

じゃあ3番の方、どうぞ。

○ (3番)

私は結構ちょっと距離も遠いし、家庭をしながら来るっていうのも結構大変だったんです。結局朝早く来るとなり、また夜遅く帰るとなり、日帰りはちょっとやっぱり無理なんです。体も3日も続けて来るにはもう到底やりきれないと思いました。だから、ホテルをとることにしたんですね。そしたらやっぱりホテルをとって、泊まりとなるとそれはそれでまた家庭に負担がかかるわけなんですね。だからもう初めはもう本当に嫌だなって、何でこんなものって思いました。でも、結果的にはよかったと思ってますけど、そういうことです。

○ (共同通信社)

ありがとうございます。

○ (司会者)

ありがとうございます。ほかにどなたか。

○ (4番)

選ばれたときに、私のような者が人を裁く能力があるのかというのが第一点。そういうことが不安になっ大変だなというふうに思いながらも、勉強はしてみたいなという気持ちがあったわけです。

以上です。

○（共同通信社）

ありがとうございます。

では次の質問に移らせていただきます。これ、少し意見交換の中でも事件の大きさにもよるけれどという声がありましたけれども、皆さんはすごくポジティブな感想を持たれてる方が多いなと感じたんですが、これがもし担当する事件が、例えば命にかかわるような事件、殺人事件だったら、それを引き受けることになったらどう自分が思うか、応答するかっていうことをちょっと、仮定の話になってしまうんですが、裁判員経験された方としてちょっとお聞かせ願えればと思います。

どなたか、お願いします。

○（7番）

やはり、人の命が1人奪われ、被害者の方、家族の方、加害者も含めて、その中で裁判員として参加していく中で、いやあ、いい経験になった、いい勉強になったっていうふうに自分が思えるかというふうに考えると、やはり僕はちょっといい社会勉強になりましたというふうな感想を言えないなというふうに思いました。僕がかかわった裁判は殺人未遂だったんですけども、それでも先ほど言ったように、自分がちよっとこの裁判所を離れた時間にやっぱり考える時間があって、そのことを考えると、もっとやはり重大な事件を担当してきた人たちはどんな思いというか、気持ちを持って、この裁判員制度に参加していったのかとかね、その後のやはり傷というか、深さみたいなものを考えちゃったりしたんです。だから、繰り返しになるんですけども、いい社会勉強になるから一度やってみてごらんよっていうふうに簡単に言えるような感じは僕の中にはないです。だから、そして呼ばれて行ってみないことには、何の事件を自分がかかわっていくのかというのがわからないので、やはり最初に僕が書面が来て呼ばれるとき、やはり一番最初に思ったのは、

そこだったんですね。どんな事件でどんなことにかかわらなければならないのかと、ちょっと思いました。

○（共同通信社）

ありがとうございます。

ほかにどなたか。

○（5番）

仮の話なんですけど、これが殺人事件とか死刑判決を出さなきゃいけない事件とかだったら、やっぱり精神的負担っていうのは相当でかくなると思いますね。写真ではありますけど、やっぱり死体を見ないといけないっていうのもあるし、死刑判決を出した場合、名前が出るじゃないですか、執行された場合。そのときに、自分が出してしまったからこの人は死んでしまったのかなっていう考えを持つかなって思います。

○（共同通信社）

ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

○（6番）

殺人事件であったり、判決として死刑判決だったりとか、確かに量刑として考えるとすごく大変なことだとは思いますが。制度だからということをはいけないのかもしれないんですけども、誰かがやらなければいけないというのも、今ある事実ではあるんですね。それをどう受けとめるかというのは、やはりしっかり考えて受けられたほうがいいのではないかなというのは感じます。

○（共同通信社）

ありがとうございました。

以上で代表質問を終わらせていただきます。

○（司会者）

それでは、ほかの記者の方で個別の質問というのがおありになる方、いらっしやいますでしょうか。

はい、どうぞ。

○ (テレビ長崎)

テレビ長崎と申します。今日はどうもありがとうございました。

皆様に差し支えのない範囲で伺いたいんですけども、会社とご家庭に裁判員と呼ばれたんだけど、少し家をあける了解、会社を休ませてください、そういうことを言ったときに、どういった反応が返ってきたかなど。快く受け入れてくれたのか、特にお勤めの方はかなり難しいところもあったんだろうなというふうなことは推察するんですけども、その辺を少し詳しく1人ずつ伺えたらと思います。よろしくお願いします。

○ (司会者)

よろしいですか、じゃあ1番の方は。

○ (1番)

家族は特に何もなかったんですけども、会社としてはやはり国の制度だからということで、快く承知はしていただきました。それでもう、日にち的に短かったので、恐らくそうだったと思うんですけども、長くなると会社としても、幾ら制度とはいえ、ちょっと無理かなど、そう思っております。

○ (テレビ長崎)

何日ぐらいが限度だなんていうふうに思いますか。

○ (1番)

四、五日だと思ってますね。それが限度だと思います。

○ (司会者)

2番の方はあれでしたよね。ご家族の反応などは。

○ (2番)

いや、一切ありません。娘婿が警察におりますので、お母さん頑張ってきて

てくださいでした。後は家族は、何もありません。もう引退の身ですから。

○ (司会者)

3番の方は、ご家庭のことを大分ね、心配されたけども。

○ (3番)

うちは主人も娘たちもみんな協力してくれました。主婦だから行けたんだなどは思います。

○ (司会者)

4番の方はいかがでしたか。

○ (4番)

私はもう高齢ですね、家庭も理解はしてくれましたし、もう若いときからいろいろと講習会にも出ておりましたから、きっと当てにされてたんですね。そういうことで、理解をしていただきました。

○ (司会者)

5番の方は大変な。

○ (5番)

まず、会社のほうから出たいか出たくないかっていうのを聞かれて、興味はあるって答えれば、それから上の、会社の上のほうに話をして、休みをとれるかどうかというふうに判断を仰ぎました。行ってくればっていうふうに言うてくださって、うちは特殊でちょっと連続して当たったもので、ちょっと会社としては結構無理させたかなと思います。

○ (テレビ長崎)

かなりですね、10日間ということで、大変な時間がかかったんだと思うんですけども、そういったところで会社から自分に対してネガティブなことを言われたなどか、そういうご経験はなかったですか。

○ (5番)

もう、決まってからは全然、協力的にみんな動いてくれて、カバーしてく

れました。

○（司会者）

6番の方，家庭とかお仕事の関係で困られたっていうことはなかったですか。

○（6番）

まず，裁判所に来てから出る結果なので，そこで選任されたのであればしっかり考えてやってくればいいよというのが仕事関係でも家庭の中でもというふうな話でした。

○（司会者）

7番の方はいかがですか。

○（7番）

家族はまあまあ理解してくれたと思います。応援してくれました。僕は福祉施設の代表をやっていて，いろいろスケジュールを動かすのが非常に大変なんですけども，協力してくれるスタッフに話をしたらば，それはもうぜひ参加したほうがいいということで，周りのスタッフの人たちがサポートしてくれて，出席をさせていただいたんですけれど，10日だと大変だろうなというふうには思います。

○（テレビ長崎）

ありがとうございます。

○（司会者）

よろしいですか。ございませんか。

○（毎日新聞社）

毎日新聞と申します。今日はお話ありがとうございました。

1つ質問が，7番の方に質問なんですけれども，このままの形で裁判員制度をやるのは正しいかなという思いが，この裁判員の経験を通して強まったという話をされてたと思うんですけれども，何か具体的に裁判員の経験をさ

れる中で、特に自分のもともと持ってた疑問とか反対意見を強めるようなことってというのは何かあったんですか。

○ (7番)

かかわった裁判員制度の中で、何か自分が嫌な思いをしたとかということはないんですが、ただ、皆さんもそうでしょうけど、一生懸命考え、時間を使って、周りの協力もありながら出した判決が、やっぱり変わってしまうんだっていうかね、そういうことを考えると、ずばり言うと意味があるのかなというふうに思うわけなんですよ。僕のそれまでの意見というか気持ちとしては、有罪か無罪かまでを国民として考える、アメリカで多分陪審員制度なんかそうでしょう。さらには、陪審員は多分、それがその判決が覆ることはないということは聞いておりますけども、裁判員制度というのはその後の刑まで入れて刑期まで決めて、さらにはそれが場合によっては覆されることがあるということですよ。やっぱり参加していった人たちがそういった、僕と同じような疑問を持ってる人たちがどこかでやっぱり意見を言っていないと、何も変わらないんじゃないかというふうな思いはありました。

○ (毎日新聞社)

先ほど話したみたいに、有罪か無罪かを考えるところまでだったらまだしも、量刑まで考える必要があるのかっていうことに関して疑問があるということですね。

わかりました、ありがとうございます。

○ (司会者)

どうぞ、2番の方。

○ (2番)

でもね、これが裁判員ができて、みんなが関心を持つことはとってもいいことと思うんですよね。私がよく今度経験してわかりました。単なるこんな小さいことでもこんなに大きくなるっていうこともわかったし、それはもう

知らないで済んでるじゃないですか。でも、何人かがこうしてタッチすれば、わかるんですね、裁判所がこういう仕事をしてるっていうことが。それはやっぱりいいことじゃないかと思います。今まではもう全然関心なかったことでも、人でも、やっぱり自分がタッチすれば、かかわってくればわかると思うんですよ。それがずっと人数がふえるわけですから、決して悪いことじゃないと思います。みんなにかかわってもらえるってことはって思います。

○ (司会者)

ありがとうございました。

それでは、そろそろ時間になりましたので、もう一度最後に、今の2番の方もそうですけども、せっかく今日も来ていただきました経験者の方から、記者の方の質問等も踏まえて、もう一度やっぱり、あ、あれ言い忘れてたよねと、あの方と同じ意見なんだけど自分はちゃんと同じっていうところは言っておきたい部分はあるよねというものがありましたら、皆さまのほうにぜひまた最後にもうこれだけは、あるいは法曹三者ですね、裁判所、検察庁、弁護士会、そういう法律家側に対してですね、法律家側ではわからないと思うけど、こういうことあるよっていうのがあれば、せっかくの機会ですので。大丈夫でしょうか。

○ (3番)

こちらから聞きたいことを聞いても。裁判長さんにお聞きしたいんですけども、どういうことで裁判員裁判が始まったんでしょうか。どういうことを目的にした制度なんんでしょうか。

○ (宮本裁判官)

国民に司法という、裁判所っていうのは縁遠い存在だったと思うんですけど、これを身近に感じてもらうということと、あとは国民主権なわけですから、司法というのも国家権力なわけですけど、そこに市民の人に参加してもらって、主権者としての当然そういう自分たちの責任があるという、そうい

う意識を持ってもらうという，そういう目的で導入されたわけです。先ほど言った2番の方とか3番の方の感想を持ってもらえれば，その目的は達せられてるのかなと思っています。

○（司会者）

キャッチフレーズ的に言えば，司法というのを身近に，それから国民の司法に対する信頼というものをより強固なものにするというふうな言い方では言われておりますので，それが本当にきちんと達成されているかどうかということについては，先ほどからも話出てましたように，5年たったというか，5年しかたっていないという面がありますので，まさに皆様のご意見をお聞きして，法曹三者は考えていかなければいけないというふうに思っております。

それでは，時間にもなりましたので，これで本日の裁判員経験者の皆様との意見交換会を終了いたします。経験者の方々には，長時間ご参加いただきまして，本当にありがとうございました。皆様からいただいたご意見，本当に貴重なものでしたので，今後も裁判員裁判の改善，より充実したわかりやすい裁判を実現するために，ご意見はよくかみしめていきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。